証券コード 3988 2024年10月11日 (電子提供措置の開始日 2024年10月7日)

株主各位

名古屋市東区代官町35番16号

株式会社 SYSホールディングス

代表取締役会長兼社長 鈴木裕紀

第11回定時株主総会招集ご通知

拝啓平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第11回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報(電子提供措置事項)について電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに掲載しておりますので、いずれかのウェブサイトにアクセスの上、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【当社ウェブサイト】

https://www.syshd.co.jp/jp/ir/library.html



(上記ウェブサイトにアクセスいただき、メニューより「招集通知」の欄にある「第11回定時株主総会招集ご通知」の欄にて、ご確認ください。)

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

【東京証券取引所ウェブサイト (東証上場会社情報サービス)】

https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show



(上記の東証ウェブサイトにアクセスいただき、「銘柄名(会社名)」に「SYSホールディングス」 又は「コード」に当社証券コード「3988」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席いただけない場合は、書面又はインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討の上、2024年10月28日 (月曜日) 午後6時までに議決権を行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2024年10月29日 (火曜日) 午前10時00分 (受付開始:午前9時30分)

2. 場 所 名古屋市中区栄三丁目15番33号 栄ガスビル 5階 ガスホール

3. 目的事項

報告事項 1. 第11期(2023年8月1日から2024年7月31日まで)事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の 件

2. 第11期(2023年8月1日から2024年7月31日まで)計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

以上

○当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

[○]議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていた だきます。

[○]電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

[○]本総会におきましては、書面交付請求の有無にかかわらず法令及び定款第18条の規定に基づき、連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表を除いたものを記載した書面を一律でお送りしております。なお、当該書面につきましては、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした対象の一部であります。

議決権の行使についてのご案内

■ 事前に議決権を行使いただく場合



インターネットによる議決権行使

次頁のインターネットによる議決権行使のご案内をご確認のうえ、画面の案内に従って、賛否を入力してください。

行使期限 2024年10月28日 (月曜日) 午後6時まで

スマートフォンでの議決権行使は、「スマート行使」をご利用ください。



書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようご返送ください。

議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思 表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限

2024年10月28日(月曜日)午後6時必着

■ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

開催日時

2024年10月29日(火曜日)午前10時

● ご注意事項

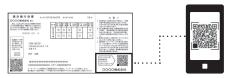
- ・書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合、インターネットを有効な議決権としてお取り扱いします。
- ・インターネットにより複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いします。
- ・議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料、通信費等は株主様のご負担となります。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権 行使ウェブサイトにログインすることができます。

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを
 読み取ってください。



- ※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。
- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り 可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですが PC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の 「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、 再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ 遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト

https://www.web54.net

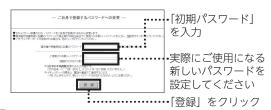
1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



2 議決権行使書用紙に記載された 「議決権行使コード」をご入力ください。



3 議決権行使書用紙に記載された 「パスワード」をご入力ください。



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。 三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル 電話番号: 0120-652-031 (フリーダイヤル)

(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開等を勘案いたしまして、 以下のとおりといたしたいと存じます。

- (1) 配当財産の種類
 - 金銭
- (2)配当財産の割当てに関する事項及びその総額 当社普通株式1株につき金12.0円 総額 62,862,504円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日 2024年10月30日

第2号議案 取締役 (監査等委員である取締役を除く。) 6名選任の件

取締役(監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ。)全員(6名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役6名の選任をお願いするものであります。

なお本議案につきましては、監査等委員会から全候補者において適正であるとの意見を得て おります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況				
1 再任	営における豊富な経験、 目の決定及び業務執行に対	1986年 4 月 株式会社シスコン (現株式会社C I Jネクスト) 入社 1991年 1 月 株式会社エスワイシステム設立 代表取締役社長 2004年 1 月 上海裕日軟件有限公司 法人代表董事長 2005年 2 月 中部アイティ協同組合 代表理事 2006年 3 月 西安裕日軟件有限公司設立 法人代表董事長 2011年 2 月 株式会社 S Y I 設立 代表取締役社長 2011年 8 月 SYS Vietnam Co., Ltd.設立 Representative Director 2012年 4 月 PT.SYS INDONESIA設立 Komisaris (現任) 2012年 5 月 株式会社エス・ケイ 代表取締役会長 2013年 3 月 株式会社エス・ケイ 代表取締役会長 2013年 8 月 当社会社工スワイシステム 代表取締役会長 2013年 8 月 当社 代表取締役会長 2014年 1 月 西安裕日軟件有限公司 董事 2014年 9 月 当社 代表取締役会長兼社長 (現任) 2015年 4 月 株式会社エスワイシステム 代表取締役社長 2018年10月 同社 代表取締役社長執行役員 2022年10月 同社 取締役会長 (現任)) レープの創業者であり、当社グループの業績拡大を牽引してきた実績と、経幅広い知見を有し、2013年からは当社の代表取締役として、経営の重要項対する監督など、当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしてお				
	ります。 今後もこれらの経験や実績を当社の経営に活かし、当社グループの持続的成長と中長期的な企業価値向上への貢献が期待できると判断したため、取締役候補者といたしました。					

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況
<u>2</u> 再任	長として、業務効率化や するべく適切な役割を果 今後もこれらの経験や	会計、人事・労務における、豊富な経験と幅広い知見を活かし、管理本部 社内の組織改革、内部統制強化を推進するなど、当社の企業価値向上に資

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況
3. 再任	いちやなぎ やすゆき 一柳 泰行 (1966年1月10日生) [所有する当社株式の数] 44,156株	1989年3月 株式会社愛知冠婚葬祭互助会 入社 1998年3月 株式会社干歳樓 入社 2007年8月 株式会社エスワイシステム 入社 2007年8月 株式会社エスワイシステム 取締役 2009年1月 株式会社エスワイシステム 取締役 2011年2月 株式会社エスワイシステム 取締役西日本事業統括本部長 2013年3月 株式会社エスワイシステム 取締役西日本事業統括本部長 2013年8月 当社設立 取締役 2015年4月 株式会社エスワイシステム 取締役関西事業部長 2017年8月 同社 取締役関東事業本部長 2017年8月 同社 取締役関東事業本部長 2018年4月 株式会社エスワイシステム 取締役 執行役員関東事業本部長 2018年10月 当社 執行役員 株式会社エスワイシステム 取締役 執行役員関東事業本部長 2020年6月 当社 執行役員 無式会社エスワイシステム 取締役 執行役員管理本部営業統括本部長 株式会社エスワイシステム 取締役 (現任) 2021年1月 当社 執行役員 事業統括推進本部長 兼 関東事業統括推進部長 株式会社エスワイシステム 取締役(現任) 2021年1月 株式会社スレッドアンドハーフ 取締役(現任) 2021年1月 株式会社スレッドアンドハーフ 取締役(現任) 1022年11月 株式会社スレッドアンドハーフ 取締役(現任) 2023年5月 株式会社アイガ 取締役(現任) 2023年8月 当社 取締役 事業統括本部長(現任) 2023年8月 当社 取締役 事業統括本部長(現任) 2023年8月 当社 取締役 事業統括本部長(現任)
	一柳泰行氏は、当社グル る豊富な経験と幅広い知! 業価値向上に資するべく過	ループの事業会社の営業部門の責任者や取締役を歴任するなど、経営におけ 見を有し、2023年8月からは当社取締役事業統括本部長として、当社の企 適切な役割を果たしております。 実績を当社の経営に活かし、事業拡大への貢献が期待できると判断したた
	め、取締役候補者といたし	

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況
4 再任	経験と幅広い知見を有して	・ レープの事業会社の執行役員や取締役を歴任するなど、経営における豊富な ており、当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしております。 実績を当社の経営に活かし、事業拡大への貢献が期待できると判断したた

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況				
5.再任	任するなど、経営における 事業統括本部関東ブロッ ます。	一企業の情報システム子会社の営業部門の責任者や執行役員、取締役を歴る豊富な経験と幅広い知見を有し、2023年10月からは当社取締役執行役員の長として、当社の企業価値向上に資するべく適切な役割を果たしておりましたと対しておけると対して活かし、事業拡大への貢献が期待できると判断したた				

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況			
6 再任	いわた のりこ 岩田 則子 (1959年12月10日生) 取締役在任期間 2年 [所有する当社株式の数] 一株	1982年 4 月 通商産業省中部通商産業局(現経済産業省中部経済産業局)入局 2018年 4 月 同局 産業部長 2019年 4 月 同局 資源エネルギー環境部長 2020年 8 月 国立大学法人東海国立大学機構名古屋大学予防早期医療創成センター 准教授 2022年10月 当社 取締役(現任) 2024年 5 月 いわた行政書士事務所 代表 行政書士(現任)			
	(社外取締役候補者とした理由及び期待される役割) 岩田則子氏は、過去に社外取締役及び社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関ことがありませんが、経済産業省要職を歴任しており、その高い知見と幅広い経験をもとにの経営を監督していただけると判断したため、社外取締役として選任をお願いするものであり同氏には、当社グループの経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンに寄与していただくことを期待しております。				

- (注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 2. 岩田則子氏は社外取締役候補者であります。
 - 3. 当社と岩田則子氏は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。同氏の社外取締役への選任が承認された場合、当該責任限定契約と同様の内容の責任限定契約を引き続き締結する予定であります。
 - 4. 当社は、岩田則子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の選任が承認された場合、当社は引き続き同氏を独立役員として届け出る予定であります。
 - 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。
 - 6. 当社は2024年8月1日付で普通株式1株を2株に株式分割しております。所有する当社株式の数は 当該株式分割後の株式数であります。

第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件

監査等委員である取締役全員(3名)は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査等委員である取締役3名の選任をお願いするものであります。

本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況
1 再任	ほりえ かつよし 堀江 克由 (1968年12月11日生) [所有する当社株式の数] 48,000株	1989年4月 長谷虎紡績株式会社 入社 1991年6月 株式会社エスワイシステム 入社 2007年4月 同社 中部事業部オープンシステム部 次長 2007年8月 株式会社エスワイネクスト 出向 同社 取締役 2015年4月 当社 管理本部経営企画グループ 2015年8月 当社 内部監査室 2017年2月 株式会社エスワイシステム 中部事業部営業部 2018年8月 当社 内部監査室 フェロー 2019年5月 サイバーネックス株式会社 監査役 (現任) 4 対
	験や経営に関する高い見記 これらの経験や監督能力	候補者とした埋田) レープの事業会社の取締役や各グループ会社の監査役として培った豊富な経出 戦と監督能力を有しております。 力などを活かし、取締役会や監査等委員会において、客観的で広範かつ高度にとにより、コーポレート・ガバナンスの一層の強化が図れると判断し、監
		_ こにより、コーホレート・ガハナンスの一層の強化が図れると判断し、監 して選任をお願いするものです。

候補者番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位及び担当並びに重要な兼職の状況
	表 で まりと で すゆき 森戸 尉之 (1982年9月26日生) 取締役在任期間 2年 (うち監査等委員在任期間 2年) [所有する当社株式の数] 一株	2009年12月 弁護士登録 2010年1月 入谷法律事務所 弁護士 2014年1月 森戸法律事務所 弁護士 2014年8月 当社 監査役 2015年1月 FSK有限会社 (現FSK株式会社) 社外取締役 2016年5月 WKUパートナーズ株式会社 社外取締役 (現任) 2019年2月 弁護士法人森戸法律事務所 弁護士 (現任) 2022年10月 当社 取締役 (監査等委員) (現任)
	森戸尉之氏は、過去に社とがありませんが、弁護士等委員として適切に職務を るものであります。 同氏には、法務の観点が	締役候補者とした理由及び期待される役割) 出外取締役及び社外監査役になること以外の方法で会社の経営に関与したこ 上として法務に関する専門的な知識と実務経験を当社の監査に活かし、監査 を遂行できると判断し、監査等委員である社外取締役として選任をお願いす から、当社グループの経営を監督していただくことを期待しております。
3. 再任	深井貴伸氏は、情報サ-	2012年 6 月 カタリスト株式会社 入社 2014年 8 月 当社 監査役 2022年10月 当社 取締役(監査等委員)(現任) 締役候補者とした理由及び期待される役割) ービス産業分野を中心とした業界動向や企業経営に関する高度な見識を当社 委員として適切に職務を遂行できると判断し、監査等委員である社外取締役
		観点から、当社グループの経営を監督していただくことを期待しておりま

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

ります。

- 2. 森戸尉之氏及び深井貴伸氏は監査等委員である社外取締役候補者であります。
- 3. 当社と堀江克由氏、森戸尉之氏及び深井貴伸氏は、会社法第423条第1項の規定に基づき損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、同法第425条第1項に定める最低責任限度額であります。 各氏の選任が承認された場合、当社は各氏との間で、上記責任限定契約を引き続き締結する予定であ
- 4. 当社は、森戸尉之氏及び深井貴伸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、両氏の選任が承認された場合、当社は引き続き両氏を独立役員として届け出る予定であります。
- 5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。各候補者が選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。役員等賠償責任保険契約の契約期間は1年間であり、当該期間満了前に取締役会において決議の上、これを更新する予定であります。
- 6. 当社は2024年8月1日付で普通株式1株を2株に株式分割しております。所有する当社株式の数は 当該株式分割後の株式数であります。

(ご参考) スキルマトリクス

第2号議案「取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件」及び第3号議案「監査等委員である取締役3名選任の件」が原案どおり承認可決された場合の、取締役の知識・経験・能力等を一覧化したスキルマトリクスは次のとおりです。

	(10.000)								
	氏名	企業 経営	IT技術	営業・ マーケ ティン グ	M&A	財務・ 会計	法務・ ガバナ ンス	人事・ 労務	サステ ナビリ ティ
代表取締役会長兼 社長	鈴木裕紀	•	•		•				
取締役専務執行役員	後藤大祐					•	•	•	
取締役	一柳泰行	•		•					•
取締役	玉本真也	•	•	•					
取締役執行役員	風間哲也	•	•	•					
社外取締役 (独立役員)	岩田則子							•	•
監査等委員である 取締役	堀江克由	•				•	•		
監査等委員である 社外取締役 (独立役員)	森戸尉之						•		
監査等委員である 社外取締役 (独立役員)	深井貴伸	•		•					

⁽注) 各人の有するスキル等のうち主に該当する最大3つに●をつけております。

以上

事業報告

(2023年8月1日から) (2024年7月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、世界的な金融引き締めによる円安の進行や物価高による景気後退の懸念はあったものの、堅調な企業業績と雇用情勢、物価高に対応する賃上げにも支えられ、ゆるやかな回復がみられました。しかしながら、ウクライナや中東をめぐる国際的緊張の長期化や世界的な物価高、金融引き締めの影響等による景気後退リスクもあり、日本経済の先行きは不透明な見通しとなっています。

当社グループが属する情報サービス産業においては、経済産業省の「特定サービス産業動態統計調査2024年6月分曜報」の情報サービス業の売上高合計は、前年同月比4.2%増と27か月連続の増加、「受注ソフトウェア」は、同6.6%増と27か月連続の増加となりました。

このような経済状況のなか当社グループは、新規受注の獲得や、顧客からの信頼を獲得し、 リスクが低く安定した収益が期待できるリピートオーダーの提案・受注に努めました。

それらの結果、前連結会計年度及び当連結会計年度のM&Aによる新規連結子会社の増加や、社会情報インフラ・ソリューションの顧客からの受注が堅調に推移したこと、技術者の稼働人数が増加したこと等が売上高増加の要因となり、過去最高の売上高になりました。

従業員の待遇改善による人件費の増加はあったものの、売上高の増加に加え前連結会計年度よりもM&A関連費用が減少したこと等から営業利益が増加しました。また営業外収益として、為替差益等を計上したこと等により、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益が増加し、過去最高益となりました。

以上の要因により、当連結会計年度における連結業績は、売上高12,397,057千円(前期比17.9%増)、営業利益684,902千円(前期比31.6%増)、経常利益747,149千円(前期比26.1%増)、親会社株主に帰属する当期純利益471,616千円(前期比27.4%増)となりました。

当社グループは、総合情報サービス事業の単一セグメントであるため、セグメントごとの 記載をしておりませんがソリューション別の概況は、次のとおりであります。

グローバル製造業ソリューションにおいては、自動車ECU関連顧客、搬送機関連顧客等からの受注が堅調に推移したこと等により、売上高は4,471,143千円(前期比17.2%増)となりました。

社会情報インフラ・ソリューションにおいては、金融関連顧客等からの受注は堅調に推移したこと等により、売上高は7.603.811千円(前期比19.0%増)となりました。

モバイル・ソリューションにおいては、受託開発の受注が堅調に推移したこと等により、 売上高は322,102千円(前期比1.7%増)となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資については、総額124,770千円であり、主な内容は、当社及び当社連結子会社である株式会社エスワイシステムの東京事業所の移転工事費用49,396千円、基幹システムへの機能追加等の設備投資計画に基づくソフトウエア開発費用34,959千円であります。なお、当社グループは単一セグメントであるため、セグメント別の記載を省略しております。

(3) 資金調達の状況

該当する事項はありません。

- (4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況等該当する事項はありません。
- (5) 他の会社の事業の譲受けの状況等該当する事項はありません。
- (6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況 特記すべき事項はありません。
- (7) 他の会社の株式その他持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況 特記すべき事項はありません。

(8) 対処すべき課題

当社グループは、継続的な成長と企業価値向上のための具体的な課題として以下の諸施策に取り組んでまいります。

①顧客満足の向上

当社グループが属する情報サービス産業は、大手から中小・零細まで多数のベンダー(注 1)が存在し、競合あるいは下請けという形で協業しております。その多数の競合の中から 当社グループが継続的に顧客から選択されるためには、顧客満足の向上が重要な課題のひと つと認識しております。

技術者は、各現場で顧客知識の深化とサービス、生産性の向上に努め、営業は、調達担当者の身近な相談相手としてスピード感ある提案を行い、役員は、顧客役員・ソフトウェア投資責任者とIT戦略・投資計画を共有し、顧客にとって最適なソリューション・サービスを提案する等、それぞれの階層で、会社として一貫した関係を構築することで、長期的で継続的な顧客満足の向上に努めてまいります。

②生産性・品質の向上と最新技術への対応について

当社グループが、顧客にとって満足度の高いサービスを提供し、安定的な利益を獲得するためには、生産性・品質の向上と、最新技術への対応は重要な課題のひとつと認識しております。

生産性と品質の向上は、各現場単位での経験の蓄積が基礎になるため、チームでの顧客知識、技術知識の共有・深化に努めることで生産性と品質の向上を行い、高い品質の成果物やサービスの提供により顧客の信頼を得て、顧客知識・経験が活かせるリピートオーダーの獲得に努めてまいります。

また、IT業界の技術革新は速く、顧客も競争力維持のための最新技術による投資に関心が高いことから、最新技術に対する情報収集や顧客ニーズの把握、対応できる技術者の育成等により、いち早く対応を進めることで、顧客サービスへつなげてまいります。

③優秀な I T人材の確保と育成

当社グループの継続的な事業の成長と発展のために、優秀なIT人材の育成と確保は継続して、重要な課題のひとつと認識しております。

タレントを起用した広告により求職者への知名度向上を図るほか、当社グループの強みである、職業訓練事業等からのIT業界未経験な人材の採用、女性の積極的な採用、シニア人材の活用、海外での現地採用を進めるとともに、学校への足を使った採用や、成功報酬型の採用も活用することで、優秀な人材の確保を進めてまいります。

また、従業員の待遇改善を行うことで、採用した人材の定着率の向上に努めてまいります。

人材の育成については、当社グループの強みである I T業界未経験者の育成をより充実させるため、社内研修体系の継続的な改善を行ってまいります。

④M&Aの推進

当社グループは、成長戦略としてM&Aを重要な課題のひとつと認識しております。 当社グループでは、IT業界経験者や新規取引先の確保等による事業規模の拡大を目的と してM&Aの検討を進めていく方針であります。

M&Aを実行するにあたり、相手先企業の歴史と文化、役職員を尊重し、当社グループとの営業連携、採用ノウハウの共有や経営管理手法の導入等により収益改善を図り、役職員にも待遇改善等の形で還元することで、当社グループに入って良かったと満足いただけることが、当社グループの成長につながっていくと考えていることから、今後も積極的にM&Aの検討を進めてまいります。

⑤グループ戦略情報システムの拡充と業務の効率化による働きやすい環境づくり

当社グループがM&Aや事業の成長により業容の拡大を進め、変化する法令を遵守していく上で、グループ戦略情報システムの拡充と業務の効率化は重要な課題のひとつと認識しております。

当社グループは、M&Aにより増加した、新規連結子会社に対して共通の情報システム、情報インフラを使用することで統一した経営管理による事業の効率化を行っており、子会社の増加や事業の拡大に備えて自社開発による基幹システムの拡充を行っております。

また、それに加えて、社内SNSの活用や社内手続きの電子化、RPA(注2)の導入等により業務を効率化し、「働き方改革」を推進することで、従業員の負担を軽減し、働きやすい環境づくりにより従業員の定着率の向上に努めてまいります。

- (注) 1. ベンダー:販売会社。 | Tベンダーとも呼ばれます。
 - 2. R P A: 「Robotic Process Automation」の略で、認知技術(ルールエンジン、A I、機械学習等)を活用した業務自動化の取組みのことをいいます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況

区分	第8期 (2021年7月期)	第9期 (2022年7月期)	第10期 (2023年7月期)	第11期 (当連結会計年度) (2024年7月期)	
売上高 (千円)	6,296,857	7,576,146	10,518,537	12,397,057	
経常利益 (千円)	397,676	457,369	592,709	747,149	
親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	276,554	305,976	370,241	471,616	
1 株当たり当期純利益 (円)	26.79	29.57	35.60	45.11	
総資産 (千円)	3,900,484	4,298,624	6,295,051	6,610,281	
純資産(千円)	2,270,693	2,551,334	2,906,858	3,363,515	

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式数に基づき算出しております。
 - 2. 2022年2月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割、また、2024年8月1日付で普通株式1株につき2株の株式分割を行っております。そのため、第8期の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益を算定しております。

(10) 主要な事業内容(2024年7月31日現在)

事業	事業内容
グローバル製造業 ソリューション	海外市場を販路として成長を遂げている製造業企業をターゲット としており、主に、自動車、重工業、工作機械、鉄鋼、搬送機等 の関連企業を主要顧客として総合情報サービスを提供しておりま す。
社会情報インフラ・ ソリューション	電力・ガス等のエネルギー、生命保険・クレジットカード、リース・証券等の金融、印刷帳票、鉄道、不動産関連の企業や官公庁・自治体等の社会インフラ企業及び情報インフラ企業の基幹システム開発やITインフラの構築、運用等の総合情報サービスの提供を行っております。
モバイル・ソリューション	流通グループ、訪問介護、鉄道、医療、ロードサービス等の業種 をエンドユーザーとして、法人向けのモバイル・アプリケーショ ン等によるサービスの提供や製品の販売をしております。

(11) 主要な事業所(2024年7月31日現在)

①当社

名 称	所 在 地
本社	愛知県名古屋市東区

②子会社

名 称	所 在 地
株式会社エスワイシステム	愛知県名古屋市東区
株式会社SYI	愛知県名古屋市東区
株式会社エス・ケイ	東京都中央区
株式会社総合システムリサーチ	愛知県名古屋市中村区
株式会社グローバル・インフォメーション・テクノロジー	愛知県名古屋市東区
株式会社テクノフュージョン	愛知県名古屋市中区
株式会社オルグ	東京都豊島区
サイバーネックス株式会社	愛知県名古屋市東区
株式会社レゾナント・コミュニケーションズ	東京都中央区
株式会社スレッドアンドハーフ	東京都中央区
株式会社ネットパーク21	愛知県名古屋市中区
つくばソフトウェアエンジニアリング株式会社	茨城県土浦市
株式会社アイガ	愛知県名古屋市中村区
シー・アイ・システム株式会社	三重県津市
株式会社マリオン	東京都豊島区
PT.SYS INDONESIA	インドネシア ジャカルタ市
THAI SOFTWARE ENGINEERING CO., LTD.	タイ バンコク市

(12) 従業員の状況 (2024年7月31日現在)

①企業集団の従業員の状況

従 業 員 数		前連結会計年度末比増減	
	1,520名		83名増

(注) 従業員数は就業人員(当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。)を記載しております。なお、臨時従業員(嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含む。)の総数が従業員数の100分の10未満であるため記載を省略しております。

②当社の従業員の状況

従 業 員 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
40 (一) 名	1名減 (一)	37.0歳	7.2年

- (注) 1. 従業員数は就業人員(当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。)であり、臨時雇用者数(嘱託社員、人材会社からの派遣社員を含む。)は、最近1年間の平均人員を())外数で記載しております。
 - 2. 平均勤続年数は、グループでの勤続年数を記載しております。

(13) 重要な親会社及び子会社の状況(2024年7月31日現在)

①重要な親会社の状況 該当事項はありません。

②重要な子会社の状況

当社の企業集団は、子会社17社で構成され、グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソリューション、モバイル・ソリューションの3つのソリューションからなる総合情報サービス事業を主な内容として事業活動を展開しております。

子会社の状況は、次のとおりであります。

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
株式会社エスワイシステム	70,500千円	100%	グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソ リューション
株式会社SYI	10,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソ リューション
株式会社エス・ケイ	40,000千円	100%	モバイル・ソリューション
株式会社総合システムリサーチ	20,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション
株式会社グローバル・インフォメ ーション・テクノロジー	15,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソ リューション
株式会社テクノフュージョン	30,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション
株式会社オルグ	50,000千円	100%	社会情報インフラ・ソリュー ション
サイバーネックス株式会社	25,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション、社会情報インフラ・ソ リューション
株式会社レゾナント・コミュニケ ーションズ	10,000千円	100%	社会情報インフラ・ソリュー ション
株式会社スレッドアンドハーフ	35,000千円	100%	社会情報インフラ・ソリュー ション
株式会社ネットパーク21	36,000千円	100%	社会情報インフラ・ソリュー ション

会 社 名	資 本 金	出資比率	主要な事業内容
つくばソフトウェアエンジニアリ ング株式会社	15,000千円	100%	グローバル製造業ソリューション
株式会社アイガ	50,000千円	100%	社会情報インフラ・ソリュー ション
シー・アイ・システム株式会社	10,000千円	100%	社会情報インフラ・ソリュー ション
株式会社マリオン	10,000千円	100%	社会情報インフラ・ソリュー ション
PT.SYS INDONESIA	300∓USD	49% (100%) (注)	グローバル製造業ソリューシ ョン
THAI SOFTWARE ENGINEERING CO., LTD.	8,000 ∓ THB	1% (100%) (注)	グローバル製造業ソリューション

(注)「出資比率」の()内数値は間接所有を含めた比率であります。

③特定完全子会社に関する事項

名称 住所		帳簿価額の合計額	当社の総資産額
株式会社エスワイシステム	愛知県名古屋市東区	817,919千円	3,937,763千円

(14) 主要な借入先 (2024年7月31日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三井住友銀行	505,600千円
株式会社百五銀行	345,006千円
三井住友信託銀行株式会社	100,000千円
瀬戸信用金庫	100,000千円
株式会社愛知銀行	66,680千円

2. 会社の株式に関する事項(2024年7月31日現在)

(1) 発行可能株式総数

16,000,000株

(2) 発行済株式の総数

5,258,084株(自己株式19,542株を含む)

(3) 当事業年度末の株主数

1,572名

(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
鈴木 裕紀	1,955,463株	37.32%
安田 鉄也	722,489株	13.79%
三井住友信託銀行株式会社(信託口 甲20号)	646,274株	12.33%
SYSHDグループ従業員持株会	400,400株	7.64%
DAIWA CM SINGAPORE LTD-NOMINEE KATO TOMOHISA	88,300株	1.68%
長崎 純一	53,000株	1.01%
石村 藤夫	45,000株	0.85%
瀬戸信用金庫	40,800株	0.77%
株式会社三井住友銀行	40,000株	0.76%
株式会社百五銀行	40,000株	0.76%

- (注) 1. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 - 2. 三井住友信託銀行株式会社(信託口 甲20号)646,274株は、鈴木裕紀が委託した信託財産であり、信託契約上、議決権の行使については、同氏が指図権を留保しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況

当社は、取締役(監査等委員及び社外取締役を除く)に対して、その職務執行の対価として 譲渡制限付株式を付与しております。その方針については「4.会社役員に関する事項 (5) 取締役の報酬等の額 ①取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する事項」をご参照ください。

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員及び社外 取締役を除く)	10,607株	3名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、「4. 会社役員に関する事項 (5) 取締役の報酬等の額 ④取締役の報酬等の総額等 に記載しております。

(6) その他株式に関する重要な事項 該当事項はありません。

該ヨ事頃はのりません。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況 (2024年7月31日現在)

会社における地位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長 兼社長	鈴木	裕紀	株式会社エスワイシステム 取締役会長 PT. SYS INDONESIA Komisaris
取締役専務執行役員	後藤	大祐	管理本部長 株式会社エスワイシステム 取締役専務執行役員 管理 本部長 株式会社ネットパーク21 取締役 つくばソフトウェアエンジニアリング株式会社 取締役 株式会社アイガ 取締役
取締役	一柳	泰行	事業統括本部長 株式会社エスワイシステム 取締役執行役員 サイバーネックス株式会社 取締役 株式会社レゾナント・コミュニケーションズ 取締役 株式会社スレッドアンドハーフ 取締役 株式会社ネットパーク 2 1 取締役 つくばソフトウェアエンジニアリング株式会社 取締役 THAI SOFTWARE ENGINEERING CO., LTD. Director 株式会社アイガ 取締役
取締役	玉本	真也	事業統括本部 関西ブロック長 株式会社エスワイシステム 代表取締役社長執行役員 株式会社 S Y I 取締役 THAI SOFTWARE ENGINEERING CO., LTD. Director 株式会社アイガ 取締役 シー・アイ・システム株式会社 取締役
取締役執行役員	風間	哲也	事業統括本部 関東ブロック長 株式会社マリオン 取締役
取締役	岩田	則子	いわた行政書士事務所 代表 行政書士

会社における地位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
取締役(常勤監査等委員)	堀江 克由	株式会社エスワイシステム 監査役 株式会社SYI 監査役 株式会社エス・ケイ 監査役 株式会社総合システムリサーチ 監査役 株式会社グローバル・インフォメーション・テクノロジー 監査役 株式会社テクノフュージョン 監査役 株式会社オルグ 監査役 株式会社オルグ 監査役 サイバーネックス株式会社 監査役 株式会社レゾナント・コミュニケーションズ 監査役 株式会社スレッドアンドハーフ 監査役 株式会社スレッドアンドハーフ 監査役 株式会社ネットパーク21 監査役 つくばソフトウェアエンジニアリング株式会社 監査役 株式会社アイガ 監査役 シー・アイ・システム株式会社 監査役 株式会社マリオン 監査役
取締役 (監査等委員)	森戸 尉之	弁護士法人森戸法律事務所 弁護士 WKUパートナーズ株式会社 社外取締役
取締役 (監査等委員)	深井 貴伸	

- (注) 1. 取締役岩田則子氏、森戸尉之氏及び深井貴伸氏は社外取締役であります。
 - 2. 当社は、監査環境の整備や社内情報の収集、内部監査室からの報告受領、子会社の監査等により監査等委員会の活動の実効性確保のため、常勤の監査等委員を選定しております。
 - 3. 監査等委員森戸尉之氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 当社は、取締役岩田則子氏、取締役森戸尉之氏、取締役深井貴伸氏を、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
 - 5. 当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。
 - ・2023年8月1日付で、玉本真也氏は株式会社アシックを消滅会社とし、株式会社エスワイシステムを存続会社とする吸収合併により株式会社アシックの代表取締役社長執行役員を退任しております。
 - ・2024年2月1日付で、玉本真也氏はシー・アイ・システム株式会社の取締役に就任しております。
 - ・2024年2月1日付で、堀江克由氏はシー・アイ・システム株式会社の監査役に就任しております。
 - ・2024年3月29日付で、風間哲也氏は株式会社マリオンの取締役に就任しております。
 - ・2024年3月29日付で、堀江克由氏は株式会社マリオンの監査役に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 補償契約の内容の概要

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及にかかる請求を受けることによって生ずることのある損害について、填補することとしております。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は填補されないなど、一定の免責事由があります。保険料は当社が全額負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(5) 取締役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等に係る決定方針に関する事項

当社の役員報酬制度は、内規に基づき、役位毎の役割・責任を報酬算定の基本としつつ、 業績向上に対するインセンティブを強化するため、業績連動性を取り入れた制度としております。このため、当社の役員報酬は、固定報酬である月額報酬、単年度の業績を反映した業績連動賞与、当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとしての譲渡制限付株式報酬により構成しております。役員報酬の額等の決定の役職ごとの方針は定めておりませんが、業務執行から独立した立場にある社外取締役及び取締役(監査等委員)については、業績連動報酬は相応しくないため、社外取締役及び社外取締役(監査等委員)については、固定報酬のみを、取締役(監査等委員)については固定報酬と退職慰労金のみを支給しております。

なお、当社は取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の報酬等について、報酬等の内容が当該決定方針と整合していることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

イ. 固定報酬

固定報酬は、内規に基づき、役位毎の役割・責任に応じて設定された固定報酬基準から、前年度の業績及び職責、就任後の業績寄与等の評価に応じて算定した額を加算又は減算した報酬を支給しております。ただし、社外取締役及び取締役(監査等委員)については、業績による評価は行っておりません。

口. 業績連動報酬

業績連動報酬は、内規に基づき、売上高、営業利益の単年度目標の達成度に応じて算定した額を賞与として支給しております。なお、業績連動報酬は目標額の達成額等に応じて算定した原資を、役員と従業員で役位に応じて配分しておりますが、役員については全て同一の役位としております。

売上高、営業利益を指標として採用する理由は、当社グループの企業価値向上において、 売上高の成長及び営業利益の向上が重要であると考えているためであります。なお、当事業 年度における業績連動報酬に係る指標のうち通期連結売上高の目標額は12,613百万円、実 績は12,397百万円であり、通期営業利益目標は642百万円、実績は684百万円であります。

また、連結子会社においても、各会社ごとに売上高、営業利益の単年度目標の達成度に応じて賞与を支給する内規を定めており、当社役員と連結子会社役員を兼務している役員のうち連結子会社から固定報酬を支給されている役員は、内規に基づき業績連動報酬を支給しております。

八. 譲渡制限付株式報酬 (非金銭報酬)

譲渡制限付株式報酬は、内規に基づき、固定報酬に役位に応じた一定の割合を掛けて算出した額としております。

二. 退職慰労金

退職慰労金は、監査等委員である取締役(社外役員を除く)を対象としており、内規に基づき、固定報酬に一定の割合を掛けて算出した額としております。

②取締役及び監査等委員である取締役の報酬等について株主総会の決議に関する事項

2022年10月27日開催の定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額を年額200,000千円(うち社外取締役年額30,000千円)以内、監査等委員である取締役の報酬額を年額50.000千円以内とそれぞれ決議しております。

当該株主総会終結時点での取締役(監査等委員である取締役を除く)の員数は5名(うち社外取締役1名)、監査等委員である取締役の員数は3名(うち社外取締役2名)となります。

2022年10月27日開催の定時株主総会において、上記の報酬枠とは別枠で、対象取締役(社外取締役を除く)に対し、譲渡制限付株式報酬を年額20,000千円以内かつ年24,000株以内(2024年8月1日付で実施した株式分割(普通株式1株を2株に分割)により、年48,000株以内)で支給することを決議しております。

当該株主総会終結時点での対象取締役(社外取締役を除く)の員数は2名となります。

③取締役の個人別の報酬の内容の決定に係る委任に関する事項

取締役の報酬は、固定報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬(非金銭報酬)から構成されており、このうち、個人別の固定報酬額については、株主総会で承認された取締役報酬総額の範囲内において、その分配を取締役会から委任を受けた代表取締役会長兼社長鈴木裕紀が決定しております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当が業務、能力、成果などにより評価を行うには代表取締役が適していると判断したためです。

委任された権限が適切に行使されるための措置として、委任を受けた代表取締役は、内規に基づき社外取締役及び常勤監査等委員の意見を聞いた上で個人別の役員報酬を決定しております。

④取締役の報酬等の総額等

小 早豆八	報酬等の総額	:	報酬等の種類別	別の総額(千円))	対象となる
役員区分	(千円)	固定報酬	業績連動 報酬	非金銭報酬等	退職慰労金	役員の員数 (人)
取締役(監査等委員を除く)	71,821	61,600	_	10,221	_	4
(うち社外取締役)	(1,200)	(1,200)	(—)	(—)	(—)	(1)
取締役(監査等委員)	10,380	10,380	_	_	_	3
(うち社外取締役)	(3,000)	(3,000)	(—)	(—)	(—)	(2)
승 計	82,201	71,980	_	10,221	_	7
(うち社外役員)	(4,200)	(4,200)	(—)	(—)	(—)	(3)

- (注) 1. 取締役の報酬には使用人分給与を含んでおりません。
 - 2. 一柳泰行氏及び玉本真也氏は連結子会社が報酬等を支給しており、当社が報酬等を支給していないため、対象となる役員の員数から除いて記載しております。
 - 3. 非金銭報酬等は、全て譲渡制限付株式報酬であります。

(6) 社外役員に関する事項

- ①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該法人等との関係
 - ・取締役岩田則子氏は、いわた行政書士事務所の代表であります。当社と各兼職先との間 には特別の関係はありません。
 - ・取締役(監査等委員)森戸尉之氏は、弁護士法人森戸法律事務所の弁護士及びWKUパートナーズ株式会社の社外取締役であります。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取締役	岩田則子	当事業年度に開催された取締役会全22回のうち全てに出席し、経済産業省の要職を歴任して培った豊富な経験と幅広い見識を基に、議案審議等に際して、適宜必要な発言・助言を行っており、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
取締役 (監査等委員)	森戸 尉之	当事業年度に開催された取締役会全22回のうち全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から、必要に応じ適宜発言を行っており、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。また、当事業年度中に開催された監査等委員会全24回のうち全てに出席し監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
取締役 (監査等委員)	深井 貴伸	当事業年度に開催された取締役会全22回のうち全てに出席し、経営者として培った豊富な経験と当業界の幅広い見識を基に、議案審議等に際して適宜必要な発言を行っており、取締役の意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。 また、当事業年度中に開催された監査等委員会全24回のうち全てに出席し監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

仰星監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

(=) = 3 514 1 (201 = 101 0 = 201 = 200 1 (100 1 10 0 0 10 0 10 0 10 0 10 0	
	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	23,000千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の 利益の合計額	23,000千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区分しておらず、また、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
 - 2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で適切であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、その決議により、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 会社の体制及び方針

(1) 業務の適正を確保するための体制に関する事項

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他、会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容及び運用状況の概要は、以下のとおりであります。

①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

毎月定期的に取締役会を開催し、取締役間の円滑な意思疎通を図るとともに相互に業務執行を監視し、法令や定款及び社内規程の違反を未然に防止します。

取締役が、他の取締役の法令や定款等に違反する行為を発見した場合は、直ちに監査等委員会及び取締役会に報告します。

監査等委員会は、取締役の職務執行について、監査等委員会の定める監査の方針に従い監査を行う他、取締役会に出席し、会社の決議事項のプロセス及び内容が、法令及び定款等に適合しているか確認します。

②取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書記録その他情報は、取締役会規程及びその他関連規程に基づき、適切に保存管理します。

取締役は、これらの情報を常時閲覧できるものとします。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社業務に関するリスク情報の収集と分析を行い、リスクの未然防止、解消、事故等の再 発防止に努めます。

各部門は、所管業務に付随するリスク管理に必要な体制を構築します。また、内部監査室は、定期的に実施する内部統制監査において、その整備運用状況を監査し、組織横断的なリスク状況の監視に努めます。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、責任と権限に関する基本事項を定めた、職務権限及び責任分掌規程に基づき、 適切かつ効率的に職務を執行します。

重要事項の意思決定において慎重な審議を行うとともに、業務遂行のための円滑な意思疎通を図るために、取締役会に加え経営戦略会議を設置しています。経営戦略会議は、原則として毎月定期的に開催し、取締役会決定事項以外の経営の重要な事項についての決定や審議及び業務執行状況報告等を行います。

⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

法令、規則及びルールの遵守を定めたコンプライアンス規程を定め、社内WEBへの掲載の他、毎月定期的に開催される取締役、執行役員及び使用人全員参加の会議(全体会議)にて、継続的な周知徹底を図ります。

使用人が、法令定款違反、社内規程類違反あるいは社会通念に反する行為等が行われていることを知った時は、内部通報者制度(エスワイ・ホットライン)に通報相談できる仕組みを整備し、遅滞なく対処します。

内部通報者制度に関しては、公益通報者保護規程に基づき通報者の保護を図るとともに、透明性を維持し的確に対処します。

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、取引関係も含めて一切の関係をもたず、また反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした姿勢で組織的に対応します。

⑥当該株式会社並びにその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

関係会社管理規程に基づき、当社を中核とした企業集団全体に対する適切な経営管理を行います。

子会社及び関連会社の経営については、事業内容の定期的な報告を受けるとともに、重要案件についての事前協議と適正な助言を行います。

内部監査基準に基づき、当社の内部監査室が当社及びグループ各社に対する内部監査を実施します。

⑦監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人 に関する事項

監査等委員会から、その職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合は、取締役会は監査等委員会と協議の上、必要と認める人員を立て、監査等委員会の職務の補助業務を担当させます。

⑧前項の使用人の取締役からの独立性に関する事項

前項の監査等委員会の補助業務を執行する使用人の人事異動、人事評価、懲戒に関しては、監査等委員会の事前の同意を得るものとします。

⑨取締役、執行役員及び使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会 への報告に関する体制

取締役、執行役員及び使用人は、職務執行に関して重大な法令定款違反もしくは不正行為の事項、又は当社及び当社グループに著しい損害を及ぼすおそれのある事項を発見した時は、速やかに監査等委員会に報告します。

監査等委員会は、取締役会の他、監査上重要と判断した会議に出席するとともに、必要がある場合には、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、取締役、執行役員及び使用人に説明を求めることができます。

⑩その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会はその職務の執行にあたり、取締役の職務執行が法令及び定款等に適合しているかどうかについて、独立して自らの意見形成を行う権限を持ちます。

監査等委員会は、内部監査室、監査法人、その他必要と認める者と連携して、実効的な監査業務を行います。

⑪財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性を確保するため、使用人に対し教育、研修等を通じて内部統制について 周知徹底し、全社レベル及び業務プロセスレベルにおいて財務報告の信頼性の確保を目的と した統制を図ります。

取締役会は、財務報告とその内部統制を監視するとともに、法令に基づき財務報告とその内部統制の整備及び運用状況を評価し改善します。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ①取締役の職務執行
 - i 当社は、取締役会を定期的に月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を 開催しております。
 - ii 当社は、取締役が法令及び定款に則って行動するように徹底しており、社外取締役1名、監査等委員である社外取締役2名を選任し、取締役会を通じて社外取締役及び監査等委員である社外取締役から発言が積極的に行われる機会を設けることで監督機能を強化しております。
 - iii 当社取締役(社外取締役及び監査等委員である社外取締役を含む)も出席する月1回 開催される経営戦略会議においては、グループ各社の業務執行状況が報告され、グループ各社の経営・財務状況を把握しております。

②監査等委員会の職務執行

- i 当社は、監査等委員会を定期的に月2回開催するほか、必要に応じて適宜臨時監査等 委員会を開催しております。
- ii 監査等委員会は、グループ各社の重要な会議に出席したほか、監査計画に基づき監査 を行うとともに、グループ各社の取締役と面談を行い業務の執行状況全般にわたり監 査を行いました。
- iii 当社の監査等委員会は、常勤監査等委員である取締役1名、監査等委員である社外取締役2名の3名の監査等委員で構成しております。
- iv 会計監査人、内部監査部門との間で連携を図るため定期的に会合を実施いたしました。

③内部統制システム全般

当事業年度においては、内部統制基本計画書に基づき、取締役専務執行役員管理本部長を 統括責任者とする内部統制構築・運用チームにおいて内部統制評価担当者が内部統制システム全般の整備・運用状況のモニタリングを行い、改善を進めております。

4)コンプライアンス

当事業年度においては、関連法令の制定・改正状況を把握し、グループ各社の規程等に反映し周知したほか、グループ各社において従業員を対象としたコンプライアンス教育を実施したほか、管理者を対象とするコンプライアンス研修を実施いたしました。

⑤リスク管理

当事業年度においては、当社グループのリスク及び潜在リスクについて、個別に委員会を 設置し、リスク内容の検討を行い適宜対策を行うことでリスクを低減するとともに改善状況 の進捗を取締役会で報告いたしました。

6内部監査

当事業年度においては、内部監査計画に基づき、当社の内部監査担当者がグループ全社の内部監査を実施いたしました。内部監査の結果、発見された不適合事項については、各社で改善を行い、内部監査担当者がフォローアップ監査を実施し改善を確認しており、その結果を内部監査結果報告書として代表取締役に報告しております。

(3) 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め(会社法第459条第1項)を設けておりませんので、該当事項はありません。

○本事業報告における記載数字は、表示桁数未満を切り捨てて表示しております。 ただし、百分率(2.会社の株式に関する事項の持株比率を除く。)は、表示単位未満を四捨 五入しております。

連結貸借対照表

(2024年7月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	5,095,416	流 動 負 債	2,243,668
現 金 及 び 預 金	3,413,790	買掛金	236,863
受 取 手 形	10,609	賞 与 引 当 金	80,312
売掛金	1,314,397	受注損失引当金	3,415
契 約 資 産	65,091	未 払 金	719,972
電子記録債権	4,808	未 払 法 人 税 等	161,417
有 価 証 券	125,086	未払消費税等	270,291
仕 掛 品	54,162	短 期 借 入 金	300,000
その他	108,347	1年内返済予定の長期借入金	295,304
貸 倒 引 当 金	△876	そ の 他	176,092
固 定 資 産	1,514,864	固 定 負 債	1,003,096
有 形 固 定 資 産	159,552	長期借入金	629,124
建物	55,985	退職給付に係る負債	142,114
土地	14,519	役員退職慰労引当金	2,583
その他	89,048	繰 延 税 金 負 債	32,622
無形固定資産	802,394	そ の 他	196,651
のれん	626,253	負債合計	3,246,765
その他	176,140	(純資産の部)	
投資その他の資産	552,917	株 主 資 本	3,365,850
投資有価証券	235,053	資 本 金	401,001
繰延税金資産	70,878	資本剰余金	353,918
その他	247,060	利 益 剰 余 金	2,621,840
貸 倒 引 当 金	△74	自 己 株 式	△10,910
		その他の包括利益累計額	△2,334
		その他有価証券評価差額金	△670
		為替換算調整勘定	△1,664
'' + A = I	6.640.001	純資産合計	3,363,515
資 産 合 計	6,610,281	負債・純資産合計	6,610,281

連結損益計算書

(2023年8月1日から) 2024年7月31日まで)

科目	金	額
売 上	高	12,397,057
売 上 原	価	9,608,767
売 上 総 利	益	2,788,290
販売費及び一般管理	費	2,103,387
営 業 利	益	684,902
営 業 外 収	益	
受取利息及び配当	金 15,995	
為 善	益 22,125	
助 成 金 収	入 11,092	
保険解約返戻	金 874	
その	他 21,246	71,334
営 業 外 費	用	
支 払 利	息 7,331	
固定資産除却	損 1,051	
そ の	他 704	9,087
経 常 利	益	747,149
税金等調整前当期純利	益	747,149
法人税、住民税及び事業	税 266,796	
法 人 税 等 調 整	額 8,736	275,532
当 期 純 利	益	471,616
親会社株主に帰属する当期純利	益	471,616

連結株主資本等変動計算書

(2023年8月1日から) 2024年7月31日まで)

(単位:千円)

		株	主 資	本	
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2023 年 8 月 1 日 残 高	388,035	340,952	2,191,907	△10,870	2,910,024
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行	12,965	12,965			25,931
剰 余 金 の 配 当			△41,683		△41,683
親会社株主に帰属する当期純利益			471,616		471,616
自 己 株 式 の 取 得				△39	△39
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計	12,965	12,965	429,933	△39	455,825
2024 年 7 月 31 日 残 高	401,001	353,918	2,621,840	△10,910	3,365,850

	その他の包括利益累計額				
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計	純資産合計	
2023 年 8 月 1 日 残 高	△48	△3,118	△3,166	2,906,858	
連結会計年度中の変動額					
新 株 の 発 行				25,931	
剰 余 金 の 配 当				△41,683	
親会社株主に帰属する当期純利益				471,616	
自己株式の取得				△39	
株主資本以外の項目の連結 会計年度中の変動額(純額)	△621	1,453	832	832	
連結会計年度中の変動額合計	△621	1,453	832	456,657	
2024 年 7 月 31 日 残 高	△670	△1,664	△2,334	3,363,515	

貸借 対 照 表

(2024年7月31日現在)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流 動 資 産	1,128,050	流 動 負 債	653,235
現 金 及 び 預 金	720,233	短期借入金	300,000
売 掛 金	54,540	1 年内返済予定の長期借入金	269,588
有 価 証 券	125,086	未 払 金	53,696
関係会社短期貸付金	150,000	未 払 法 人 税 等	6,799
1年内回収予定の関係会社長期貸付金	30,000	賞 与 引 当 金	971
そ の 他	48,191	そ の 他	22,180
固 定 資 産	2,809,712	固 定 負 債	598,584
有 形 固 定 資 産	11,541	長期借入金	547,698
建物	2,877	役員退職慰労引当金	2,583
そ の 他	8,663	繰延税金負債	6,856
無形固定資産	86,125	そ の 他	41,446
ソフトウェア	81,676	負 債 合 計	1,251,819
その他	4,449	(純資産の部)	
投資その他の資産	2,712,045	株 主 資 本	2,685,943
投資有価証券	222,714	資 本 金	401,001
関係会社株式	2,406,138	資 本 剰 余 金	1,042,552
関係会社長期貸付金	62,494	資 本 準 備 金	351,001
その他	20,698	その他資本剰余金	691,551
		利 益 剰 余 金	1,253,300
		その他利益剰余金	1,253,300
		繰 越 利 益 剰 余 金	1,253,300
		自 己 株 式	△10,910
		純 資 産 合 計	2,685,943
資 産 合 計	3,937,763	負債・純資産合計	3,937,763

損 益 計 算 書 (2023年8月1日から) 2024年7月31日まで)

科目		金	額
営 業 収	入		
経 営 管 理 料	等	622,682	
受 取 配 当	金	197,147	819,829
営 業 費	用		
一 般 管 理	費	628,589	628,589
営 業 利	益		191,240
営 業 外 収	益		
受 取 利 息 及 び 配 当	金	16,508	
為 替 差	益	25,558	
その	他	2,732	44,799
営 業 外 費	用		
支 払 利	息	4,875	4,875
経常利	益		231,164
税 引 前 当 期 純 利	益		231,164
法人税、住民税及び事業	美 税	5,485	
法 人 税 等 調 整	額	2,795	8,280
当期 純 利	益		222,883

株主資本等変動計算書

(2023年8月1日から) 2024年7月31日まで)

(単位:千円)

	株 主 資 本				
		資本剰余金			
	資本金	資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	
2023年8月1日残高	388,035	338,035	691,551	1,029,586	
事業年度中の変動額					
新 株 の 発 行	12,965	12,965		12,965	
剰 余 金 の 配 当					
当 期 純 利 益					
自己株式の取得					
事業年度中の変動額合計	12,965	12,965	_	12,965	
2024年7月31日残高	401,001	351,001	691,551	1,042,552	

	利益剰余金				
	その他 利益剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本 合計	純資産 合計
	繰越利益 剰余金	合計]	
2023年8月1日残高	1,072,099	1,072,099	△10,870	2,478,850	2,478,850
事業年度中の変動額					
新 株 の 発 行				25,931	25,931
剰 余 金 の 配 当	△41,683	△41,683		△41,683	△41,683
当 期 純 利 益	222,883	222,883		222,883	222,883
自己株式の取得			△39	△39	△39
事業年度中の変動額合計	181,200	181,200	△39	207,092	207,092
2024年7月31日残高	1,253,300	1,253,300	△10,910	2,685,943	2,685,943

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年9月26日

株式会社 S Y S ホールディングス取締役会御中

仰星監査法人

名古屋事務所

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SYSホールディングスの2023年8月1日から2024年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SYSホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における 職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を 果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク 評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠している かどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎とな る取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を 入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査 意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに 監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又 は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年9月26日

株式会社SYSホールディングス取締役会御中

仰星監査法人

名古屋事務所

指定 社員 公認会計士 小出 修平業務執行計員

指定社員公認会計士淺井 孝孔業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SYSホールディングスの2023年8月1日から2024年7月31日までの第11期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職 業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当 監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を 立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な 監査証拠を入手する。
- · 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び 関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのヤーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 ト

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2023年8月1日から2024年7月31日までの第11期事業年度の取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 仰星監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 重要な後発事象

株式分割および定款の一部変更

当社は2024年6月20日開催の取締役会において、株式分割および定款の一部変更を行うことを決議し、2024年8月1日付で株式分割を実施しました。

2024年9月27日

株式会社SYSホールディングス監査等委員会

常勤監査等委員 堀江 克 由

監査等委員 森戸尉之 印

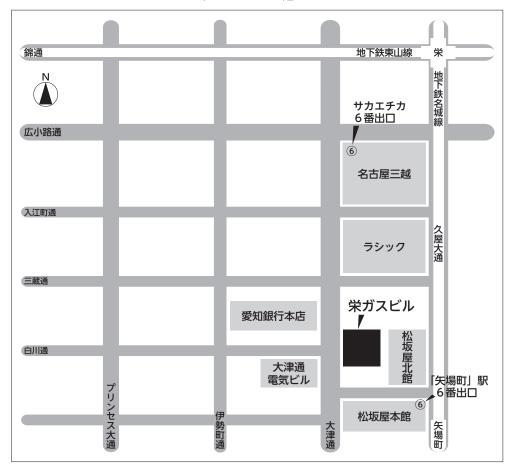
監査等委員 深井貴伸 印

(注) 監査等委員森戸尉之及び深井貴伸は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以上

株主総会会場のご案内図

会 場 名古屋市中区栄三丁目15番33号 栄ガスビル 5階 ガスホール



交 通 地下鉄東山線・名城線「栄」駅下車 松坂屋本館 北側 サカエチカ 6番出口より徒歩5分 地下鉄名城線「矢場町」駅下車 松坂屋北館 西側 「矢場町」駅 6番出口より徒歩3分

- (注) 駐車場は手狭のため、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申しあげます。
 - 〇株主総会にご出席の株主様へのお土産のご用意はございません。 何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。





